

令和 8 年 2 月 2 4 日
政策経営部政策企画課

世田谷区財団法人に対する助成等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正主旨

一般財団法人世田谷トラストまちづくりが、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 4 条（公益認定）による公益財団法人へ移行することに伴い財団名を変更するため、世田谷区財団法人に対する助成等に関する条例の一部を改正する条例を令和 8 年第 1 回区議会定例会へ提出する。

2 改正内容

財団名「一般財団法人世田谷トラストまちづくり」を「公益財団法人世田谷トラストまちづくり」に変更する。

3 施行予定日

令和 8 年 4 月 1 日

4 条例改正新旧対照表

別紙のとおり

5 今後のスケジュール

令和 8 年 3 月 令和 8 年第 1 回区議会定例会

4 月 世田谷区財団法人に対する助成等に関する条例改正の施行

世田谷区財団法人に対する助成等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区財団法人に対する助成等に関する条例 平成2年3月14日条例第1号</p>	<p>○世田谷区財団法人に対する助成等に関する条例 平成2年3月14日条例第1号</p>
<p>改正</p>	<p>改正</p>
<p>平成4年3月12日条例第1号 平成8年10月9日条例第36号 平成10年12月7日条例第55号 平成12年10月2日条例第89号 平成15年3月13日条例第4号 平成18年3月14日条例第3号 平成20年9月30日条例第42号 平成23年3月8日条例第1号 平成25年3月5日条例第4号</p>	<p>平成4年3月12日条例第1号 平成8年10月9日条例第36号 平成10年12月7日条例第55号 平成12年10月2日条例第89号 平成15年3月13日条例第4号 平成18年3月14日条例第3号 平成20年9月30日条例第42号 平成23年3月8日条例第1号 平成25年3月5日条例第4号</p>
<p>世田谷区財団法人に対する助成等に関する条例 (目的)</p>	<p>世田谷区財団法人に対する助成等に関する条例 (目的)</p>
<p>第1条 この条例は、世田谷区（以下「区」という。）が設立した一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般財団法人（以下「財団」という。）に対して必要な経費の助成等を行うことにより、財団運営の安定に資することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、世田谷区（以下「区」という。）が設立した一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般財団法人（以下「財団」という。）に対して必要な経費の助成等を行うことにより、財団運営の安定に資することを目的とする。</p>
<p>(財団)</p>	<p>(財団)</p>
<p>第2条 区が助成等を行う財団は、別表のとおりとする。</p>	<p>第2条 区が助成等を行う財団は、別表のとおりとする。</p>
<p>(経費の助成)</p>	<p>(経費の助成)</p>
<p>第3条 区は、財団に対して、その運営及び事業に要する経費の一部を予算の定めるところにより助成するものとする。</p>	<p>第3条 区は、財団に対して、その運営及び事業に要する経費の一部を予算の定めるところにより助成するものとする。</p>
<p>(職員の派遣)</p>	<p>(職員の派遣)</p>
<p>第4条 区長は、財団の要請により、必要に応じて区の職員を財団に</p>	<p>第4条 区長は、財団の要請により、必要に応じて区の職員を財団に</p>

改正後	改正前
<p>派遣し、その業務に従事させるものとする。 （指導及び助言）</p> <p>第5条 区長は、財団の健全な運営と発展を図るため、必要な指導及び助言を行うものとする。 （報告）</p> <p>第6条 財団は、区長に対して事業の実績報告その他の必要な報告を行うものとする。 （委任）</p> <p>第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。 付 則</p> <p>1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。</p> <p>2 財団法人世田谷区美術振興財団に対する助成に関する条例（昭和60年11月東京都世田谷区条例第41号）は、廃止する。 附 則（平成4年3月12日条例第1号） この条例は、平成4年4月1日から施行する。 附 則（平成8年10月9日条例第36号） この条例は、平成8年11月1日から施行する。 附 則（平成10年12月7日条例第55号） この条例は、平成11年2月1日から施行する。 附 則（平成12年10月2日条例第89号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成15年3月13日条例第4号） この条例は、平成15年4月1日から施行する。 附 則（平成18年3月14日条例第3号） この条例は、平成18年4月1日から施行する。 附 則（平成20年9月30日条例第42号） この条例は、平成20年12月1日から施行する。 附 則（平成23年3月8日条例第1号）</p>	<p>派遣し、その業務に従事させるものとする。 （指導及び助言）</p> <p>第5条 区長は、財団の健全な運営と発展を図るため、必要な指導及び助言を行うものとする。 （報告）</p> <p>第6条 財団は、区長に対して事業の実績報告その他の必要な報告を行うものとする。 （委任）</p> <p>第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。 付 則</p> <p>1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。</p> <p>2 財団法人世田谷区美術振興財団に対する助成に関する条例（昭和60年11月東京都世田谷区条例第41号）は、廃止する。 附 則（平成4年3月12日条例第1号） この条例は、平成4年4月1日から施行する。 附 則（平成8年10月9日条例第36号） この条例は、平成8年11月1日から施行する。 附 則（平成10年12月7日条例第55号） この条例は、平成11年2月1日から施行する。 附 則（平成12年10月2日条例第89号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成15年3月13日条例第4号） この条例は、平成15年4月1日から施行する。 附 則（平成18年3月14日条例第3号） この条例は、平成18年4月1日から施行する。 附 則（平成20年9月30日条例第42号） この条例は、平成20年12月1日から施行する。 附 則（平成23年3月8日条例第1号）</p>

改正後	改正前
<p>この条例は、平成23年4月1日から施行する。 附 則（平成25年3月5日条例第4号） この条例は、平成25年4月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表（第2条関係） 公益財団法人世田谷区保健センター 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団 公益財団法人せたがや文化財団 公益財団法人世田谷区産業振興公社 <u>公益</u>財団法人世田谷トラストまちづくり</p>	<p>この条例は、平成23年4月1日から施行する。 附 則（平成25年3月5日条例第4号） この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>別表（第2条関係） 公益財団法人世田谷区保健センター 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団 公益財団法人せたがや文化財団 公益財団法人世田谷区産業振興公社 一般財団法人世田谷トラストまちづくり</p>